

HI-LEX

株式会社ハイレックスコーポレーション

証券コード 7279

第75期 定時株主総会 招集ご通知



日 時

平成31年1月26日（土曜日）午前10時



場 所

兵庫県宝塚市梅野町1番46号
宝塚ホテル 新館6階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件

目次

■第75期定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

(添付書類)

■事業報告	2
-------	---

■連結計算書類	19
---------	----

■計算書類	22
-------	----

■監査報告書	25
--------	----

■株主総会参考書類	28
-----------	----

証券コード 7279
平成30年12月28日

株 主 各 位

兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
株式会社ハイレックスコーポレーション
代表取締役社長 寺 浦 實

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいます、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年1月25日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年1月26日（土曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県宝塚市梅野町1番46号
宝塚ホテル 新館6階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えないようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第75期（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hi-lex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の連結注記表と計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hi-lex.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類への記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。

(添付書類)

事業報告 (平成29年11月1日から 平成30年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では景気は着実に回復が続いており、中国では通商問題、不動産価格、過剰債務問題を含む金融市場の動向等によって景気が下振れするリスクがあるものの、持ち直しの動きが続くものとみられます。日本経済においては、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。各種政策効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されます。

自動車業界におきましては、国内の自動車生産台数は前年同期比0.7%減の964万台となりました。海外におきましては、米国では前年同期比1.9%減の1,121万台となり、中国では前年同期比0.6%増の2,917万台となりました。

当連結会計年度の業績は、主に日本並びに欧州で販売が堅調に推移した一方で、北米、中国並びにアジアで販売が低迷したことにより、売上高は2,512億5千万円（前年同期比60億3千4百万円減、2.3%減）となりました。営業利益は、コストダウンの徹底による収益確保に努めましたが、98億円（前年同期比47億7百万円減、32.4%減）となりました。経常利益は、受取配当金7億7千3百万円、受取利息5億3千万円及び受取技術料2億3千4百万円等により、118億4千2百万円（前年同期比49億2百万円減、29.3%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、製品保証引当金繰入額19億8千8百万円等により55億2千4百万円（前年同期比31億9千1百万円減、36.6%減）となりました。

部門別の事業の概況

当社グループは、主として二・四輪用、産業機器用、医療機器用、住宅機器用、船舶用等の遠隔操作のコントロールケーブル及び四輪用ウインドレギュレータとそれらの付属品の製造並びに販売を行っております。

当社グループの部門別の売上高は次のとおりであります。

区 分	第 74 期	第 75 期	前 年 同 期 比
コントロールケーブル	85,953百万円	85,586百万円	99.6%
ウインドレギュレータ	78,362百万円	74,600百万円	95.2%
ド ア モ ジ ュ ー ル	71,202百万円	66,003百万円	92.7%
そ の 他	21,765百万円	25,060百万円	115.1%
計	257,284百万円	251,250百万円	97.7%

② 設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、米国子会社での工場拡張及び生産設備増強、チェコの新設子会社の工場建設を中心に、総額119億7千万円を実施いたしました。

また、新株式発行及び社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	第 72 期 平成27年10月期	第 73 期 平成28年10月期	第 74 期 平成29年10月期	第 75 期 (当連結会計年度) 平成30年10月期
売 上 高	239,131百万円	235,710百万円	257,284百万円	251,250百万円
経 常 利 益	20,626百万円	16,727百万円	16,744百万円	11,842百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	13,432百万円	10,922百万円	8,715百万円	5,524百万円
1株当たり当期純利益	353円55銭	287円45銭	229円32銭	145円32銭
総 資 産	216,992百万円	203,751百万円	250,785百万円	251,562百万円
純 資 産	155,596百万円	147,375百万円	174,762百万円	178,921百万円
1株当たり純資産額	3,813円48銭	3,608円74銭	4,227円17銭	4,326円93銭

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により第73期より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第73期より「1株当たり純資産額」の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
- また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	第 72 期 平成27年10月期	第 73 期 平成28年10月期	第 74 期 平成29年10月期	第75期(当期) 平成30年10月期
売 上 高	53,203百万円	52,648百万円	59,021百万円	60,217百万円
経 常 利 益	5,919百万円	4,046百万円	6,588百万円	6,555百万円
当 期 純 利 益	4,302百万円	2,725百万円	4,201百万円	4,126百万円
1株当たり当期純利益	113円21銭	71円69銭	110円53銭	108円55銭
総 資 産	103,064百万円	97,811百万円	112,219百万円	115,617百万円
純 資 産	84,846百万円	82,698百万円	92,064百万円	96,002百万円
1株当たり純資産額	2,229円27銭	2,172円16銭	2,418円61銭	2,522円04銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第73期より「1株当たり純資産額」の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
- また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国 T S K 株式会社	大韓民国慶尚南道昌原市	6,077百万ウォン	100.0%	コントロールケーブル
出石ケーブル株式会社	兵庫県豊岡市	200百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス埼玉	埼玉県本庄市	291百万円	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
株式会社ハイレックス島根	島根県浜田市	450百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス関東	千葉県茂原市	96百万円	58.9%	コントロールケーブル
TSK of AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	19百万米ドル	100.0%	持株会社
HI-LEX AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	7百万米ドル	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
HI-LEX CONTROLS INC.	米国ミシガン州リッチ フィールド市	3百万米ドル	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
HI-LEX MEXICANA,S.A.DE C.V.	メキシコケレタロ州ケ レタロ市	36百万米ドル	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX INDIA PRIVATE LTD.	インドハルヤナ州グル ガオン	2,698百万 インドルピー	100.0%	//
HI-LEX VIETNAM CO.,LTD.	ベトナムハイフォン市	211,091百万 ベトナムドン	93.7%	コントロールケーブル
但馬ティエスケイ株式会社	兵庫県豊岡市	56百万円	52.2%	//
PT. HI-LEX INDONESIA	インドネシアジャカル タ市	24,439百万 インドネシアルピア	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
PT. HI-LEX PARTS INDONESIA	インドネシアジャカル タ市	5,118百万 インドネシアルピア	100.0% (39.3%)	コントロールケーブル
HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD.	英国ウェールズ州ポー トタルボット市	4百万ポンド	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
重慶海徳世拉索系統集团有限公司	中華人民共和国重慶市	204百万元	63.0%	//
広州利時徳控制拉索有限公司	中華人民共和国広東省 広州市	28百万元	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
重慶海徳世控制拉索系統有限公司	中華人民共和国重慶市	17百万元	100.0% (100.0%)	//
煙台利時徳拉索系統有限公司	中華人民共和国山東省 煙台市	66百万元	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
大同ハイレックス株式会社	大韓民国仁川広域市	28,010百万ウォン	61.1%	ウインドレギュレータ他
HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC	ハンガリーレーチャー グ市	773百万 フォリント	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
江蘇大同海徳世専門系統有限公司	中華人民共和国江蘇省 塩城市	65百万元	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
広東海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国広東省 広州市増城区	105百万元	100.0% (70.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長春海徳世汽車拉索有限公司	中華人民共和国吉林省 長春市	45百万元	100.0% (100.0%)	//
DAEDONG HI-LEX OF AMERICA INC.	米国アラバマ州チャン パス郡カセッタ市	8百万米ドル	100.0% (100.0%)	ド・アモジュール
株式会社サンメディカル技術研究所	長野県諏訪市	90百万円	81.7%	医療用機器
HI-LEX RUS LLC	ロシア連邦サマラ州ト リヤッティ市	385百万ルーブル	90.0%	コントロールケ-ブル及び ウイントレギ-ユレ-タ他
HI-LEX EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国バイエル ン州シュヴアインフルト市	25千ユーロ	100.0%	//
大同ドア株式会社	大韓民国京畿道平澤市	47,829百万ウォン	97.4% (73.9%)	ド・ア・ラッチ
江蘇大同多沃汽車配件有限公司	中華人民共和国江蘇省 張家港市	19百万元	100.0% (100.0%)	//
PT. HI-LEX CIREBON	インドネシア西ジャワ 州チルボン市	34,833百万 インドネシアルピア	100.0% (50.0%)	コントロールケ-ブル及び ウイントレギ-ユレ-タ他
杭州海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国杭州市	120百万元	90.0% (90.0%)	//
HI-LEX AUTO PARTS SPAIN, S.L.	スペインカタルーニャ 州バルセロナ	3千ユーロ	100.0% (100.0%)	//
HI-LEX ITALY S.P.A.	イタリアキアーバリ	10,670千ユーロ	100.0% (20.1%)	ウイントレギ-ユレ-タ及び ド・アモジュール他
HI-LEX CZECH, S.R.O.	チェコモスト市	8,361千ユーロ	100.0% (50.0%)	ド・アモジュール他
株式会社ハイレックス宮城	宮城県栗原市	499百万円	100.0%	コントロールケ-ブル及びウ イントレギ-ユレ-タ他
HI-LEX AUTOMOTIVE DO BRASIL LTDA.	ブラジルミナスジェラ イス州	13,046千レアル	100.0% (100.0%)	ウイントレギ-ユレ-タ及び ド・アモジュール他
HI-LEX DO BRASIL LTDA.	ブラジルサンパウロ州	32,716千レアル	100.0% (100.0%)	コントロールケ-ブル及びウ イントレギ-ユレ-タ他

- (注) 1. 当社の議決権比率の欄の()内は、間接所有で内数を記載しております。
2. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は40社、持分法適用関連会社は3社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、自動車メーカーの新興国への現地生産シフト、E V等の環境規制対応により加速するパイワイヤ化によるコントロールケーブル用途の減少、世界的原材料価格の上昇、新興国コントロールケーブルメーカーとの競争激化等、大きな変化に直面しております。そのような経営環境の中で、当社グループの強みであります世界17ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携しながら、お客様の要望に現場現物で即応することでシェアを拡大していくことやお客様の期待を上回る新製品開発・拡販が、重要な経営課題となっております。

当社グループは次の3つを基本戦略として、その経営課題に取り組んでまいります。

- I. 基本に帰り顧客の信頼を築く
- II. 安心品質・高付加価値・低価格製品の実現
- III. グローバル人材の育成

そのための方策として、以下の5つを柱としております。

①市場開拓

欧州自動車メーカーをはじめ新興国ローカル自動車メーカーから新規受注を獲得し、欧州・インド・ブラジル等に新生産拠点の構築と生産能力増強を図ってまいりました。これら事業の経営の安定化を早期に実現し、当社製品の更なる世界シェアアップを図ってまいります。

また、非自動車分野における新市場の開拓を積極的に推進してまいります。

②開発強化

製品の素材と設計の最適化を図り、お客様の期待を上回る新製品を提案し、世界中のお客様に安心と喜びを届けてまいります。

また、パワーリフトゲート、電動アクチュエータ等のシステム製品の開発及び医療、住宅関連機器等の非自動車分野の新製品開発に注力してまいります。

③グローバル価格

世界的原材料価格の上昇及び自動車メーカーの生産販売の世界的ボーダレス化に対応すべく、当社グループの強みであります世界17ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携し、どの地域であっても当社グループの有する安心品質・高付加価値・低価格な製品を供給し、お客様の多様なニーズを先取りし即応してまいります。

④安心品質

4つの安心（図面、生産環境、設備、作業）で品質管理を徹底し、世界中のどの拠点からでも安心してお客様に買っていただける体制を築いてまいります。

⑤グローバル人材

世界中のどこでもプロの技術で教え導くことのできるスキルと国際適応力をもつグローバル人材を育て、海外子会社に派遣することによって、現地の人材を育成してまいります。

(5) 主要な事業内容

事業内容	主 要 製 品
コントロールケーブル事業	パーキングケーブル、トランスミッションケーブル、各種オープナー/リリースケーブル
ウインドレギュレータ他事業	ウインドレギュレータ、ドアモジュール、ドア・ラッチ、医療用機器、パワーリフトゲートシステム等システム製品

(6) 主要な拠点等

① 当社

営業拠点	本社営業課（兵庫県宝塚市）、宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、東京営業所（埼玉県狭山市）、名古屋営業所（愛知県豊田市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、広島営業所（広島県安芸郡坂町）
生産拠点	医療機器事業部（兵庫県宝塚市）、三田工場（兵庫県三田市）、三田西工場（兵庫県三田市）、柏原工場（兵庫県丹波市）、三ヶ日工場（静岡県浜松市）

② 子会社

主要な子会社及びその所在地については「(3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	従 業 員 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国 内	1,696	18(増)
海 外	11,306	15(増)
合 計	13,002	33(増)

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数(名)	前事業年度末比増減(名)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,010	7(増)	40.3歳	15.5年

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,216,759株 (自己株式168,897株を含む)
 (3) 株主数 2,603名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
寺 浦 興 産 株 式 会 社	千株 7,965	% 20.93
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684	2,373	6.23
公 益 財 団 法 人 寺 浦 奨 学 会	1,554	4.08
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブ ポートフォリオ)	1,367	3.59
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,259	3.31
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,222	3.21
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	1,192	3.13
西 川 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	1,034	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	1,030	2.70
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	876	2.30

(注) 持株比率は自己株式 (168,897株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間	役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）		
							新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
第1回新株予約権	平成21年12月14日	2,346個	普通株式 2,346株	707円	1円	平成21年12月21日～平成41年12月20日	2,346個	2,346株	2人
第2回新株予約権	平成22年12月13日	4,539個	普通株式 4,539株	1,026円	1円	平成22年12月20日～平成42年12月19日	4,539個	4,539株	2人
第3回新株予約権	平成23年12月16日	4,189個	普通株式 4,189株	1,013円	1円	平成24年1月17日～平成44年1月16日	4,189個	4,189株	3人
第4回新株予約権	平成24年12月14日	4,891個	普通株式 4,891株	1,252円	1円	平成25年1月16日～平成65年1月15日	4,891個	4,891株	3人
第5回新株予約権	平成25年12月13日	3,687個	普通株式 3,687株	2,295円	1円	平成26年1月15日～平成66年1月14日	3,687個	3,687株	4人
第6回新株予約権	平成26年12月12日	2,987個	普通株式 2,987株	3,076円	1円	平成27年1月14日～平成67年1月13日	2,987個	2,987株	4人
第7回新株予約権	平成27年12月11日	1,790個	普通株式 1,790株	3,102円	1円	平成28年1月13日～平成68年1月12日	1,790個	1,790株	4人

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

1. 新株予約権者は、取締役を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限り本新株予約権を行使することができる。
2. 新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺 浦 實	TSK of AMERICA INC. CEO 株式会社サンメディカル技術研究所代表取締役
代表取締役副社長	中 野 充 宏	当社人事総務・経理・情報管掌兼調達管掌兼原価企画管掌兼医療機器事業管掌兼内部統制管掌兼技術開発管掌
専務取締役	寺 浦 太 郎	当社グローバル営業本部管掌兼欧州事業管掌 HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD. CEO HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO
常務取締役	平 井 彰 一	当社海外事業管掌 韓国 T S K 株式会社代表取締役社長
取締役	正 木 靖 子	弁護士 生活協同組合コープこうべ員外監事 株式会社ノーリツ社外監査役
取締役	加 藤 徹	
取締役	赤 西 芳 文	弁護士
常勤監査役	星 野 憲 太郎	
監査役	吉 竹 英 之	税理士 明星工業株式会社社外取締役監査等委員
監査役	岡 本 忍	税理士
監査役	小 林 佐 敏	税理士 モリト株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役正木靖子、取締役加藤徹及び取締役赤西芳文の3氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役吉竹英之、監査役岡本忍及び監査役小林佐敏の3氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役吉竹英之、監査役岡本忍及び監査役小林佐敏の3氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は取締役正木靖子、取締役加藤徹、取締役赤西芳文、監査役吉竹英之、監査役岡本忍及び監査役小林佐敏の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	7名	158百万円
監査役	4名	43百万円
合計 (うち社外役員)	11名 (6名)	201百万円 (33百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成21年1月24日開催の第65期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成5年1月23日開催の第49期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 支給額には当事業年度に係る役員賞与支給予定額31百万円を含めております。
4. 支給額には当事業年度に係る株式報酬費用5百万円を含めております。(平成28年1月23日開催の第72期定時株主総会において決議いただいた業績連動型株式報酬制度の導入に伴うもの)

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先会社名	兼職の内容
取締役	正木靖子	生活協同組合コープこうべ株式会社ノーリツ	員外監事 社外監査役
監査役	吉竹英之	明星工業株式会社	社外取締役監査等委員
監査役	小林佐敏	モリト株式会社	社外監査役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	出席状況	
取締役 正木靖子	取締役会 全12回中11回	—
取締役 加藤徹	取締役会 全12回中12回	—
取締役 赤西芳文	取締役会 全12回中12回	—
監査役 吉竹英之	取締役会 全12回中12回	監査役会 全13回中12回
監査役 岡本忍	取締役会 全12回中12回	監査役会 全13回中13回
監査役 小林佐敏	取締役会 全12回中11回	監査役会 全13回中13回

(注) 発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る報酬等の額 (公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額)	58百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である、韓国TSK株式会社ほか28社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、「経営理念（創業の理想）」として「①この仕事を通じて社会に貢献する」、「②この仕事を通じて立派な人を創る」を掲げ、「創業の理想」を実現するために「経営信条」、「社訓」を経営方針として定め、経営理念、経営方針を継承、実践していく上での倫理規範、行動規範を明確にした「アクション・ガイドライン」を制定しております。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、コンプライアンス委員会の機能をもち、コンプライアンスの推進を統括し、当社をはじめグループにおける基本政策の決定、全体的な監督を行います。
 - ② 拠点長、部門長をコンプライアンス・オフィサーとし、その指導、教育のもと、「アクション・ガイドライン」及び「コンプライアンス・マニュアル」に則り、コンプライアンスを実践しその定着を図ります。
 - ③ コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関して、従業員が直接通報、相談することのできる制度「内部通報者保護規定」等を通じて、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図ります。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会その他重要な会議の意思決定に係る情報、社長決裁その他の重要な決裁に関する情報、業務・財務に関する重要な情報等取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規定」に従い、記録し保存、管理します。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 品質、市場変動、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンスなど損失をもたらす危険の管理については、取締役会において当該危険の認識、評価、対応方針等を検討、決定した上で、規定・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布や対策実施に係る指導、点検等を行います。
 - ② 新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合、取締役会において速やかに対応責任者となる役員（執行役員を含む）及び担当部門を決定します。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 経営管理の意思決定機関として「取締役会」を定期的開催し、取締役の審議により機動的に意思決定を行います。
 - ② 任意の機関として「経営会議」を定期的開催し、経営、業務執行に係る基本的事項や重要事項、取締役会付議事項に関する事前検討や方針決定を多面的かつ効率的に行います。
 - ③ 取締役会の決議により執行役員を選任し、代表取締役及び取締役が決定した業務の執行を委任します。執行役員は、求めに応じて取締役会に随時出席し、必要事項の報告、説明を行います。
 - ④ 「職務権限規定」、「決定権限規定」、「業務分掌規定」により明確化された権限、役割分担に基づき、代表取締役、取締役、執行役員は、職務を執行します。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規定」に基づき、関係会社の事業に関する承認、報告の受理、経営・業務に関する連絡の保持を行い、当社グループ全体の経営の健全性を確保します。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、子会社及び関連会社（以下「子会社等」という）の損失の危険に関して内部規定を定めており、当該部門または子会社等を管掌ないし担当する取締役は、重大な災害等のリスク、事業等のリスク等が発生した場合に、規定等に基づく適切な対応を行うこととしております。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役、担当取締役は、定期的に内外関係会社を訪問し、業務運営状況を検証するとともに必要な改善指示、当社による支援の手配等を実施します。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 監査役及び内部統制監査室は、連携して関係会社の実地監査を実施します。
- ② 実地監査に際しては、当該関係会社の法定監査を担当している監査法人とも協議し、その妥当性を検証したうえで、必要な改善の指導・勧告を行います。
- (6) 反社会的勢力を排除するための体制
当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引や利益供与は行いません。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役職務を補助するための機関として、監査役直属の監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の監査を補助するスタッフを置くこととしております。
- ② 監査役室のスタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
- ③ 監査役室のスタッフは、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとするにより、スタッフに対する指示の実効性を確保しております。
- ④ 監査役会は、内部統制監査室と、それぞれの年度監査計画策定時に協議を行う他、監査結果に関する情報を共有するなど、連携し、また牽制しながら監査業務を遂行します。

- (8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ① 監査役は、随時、必要に応じて当社の取締役、従業員、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者から業務執行、遂行状況を聴取します。
- ② 監査役は、当社工場その他の拠点並びに内外関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘、是正勧告を実施します。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び当社グループは、前号(1)の③に掲げる内部通報者保護規定及びそれに準じる内部規定において、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けない旨を定めております。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役監査に関する社内規定を定め、監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求、当該請求に係る費用または債務を処理する手順を定めており、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務執行を監査します。
- ② 監査役は、全ての稟議書並びにその他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性の確保、及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社及び当社グループの内部統制システムの整備・運用を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス教育の一環として、当社全社員及び子会社幹部社員を対象としたコンプライアンスに係る社内研修を実施する等、コンプライアンス意識の向上を図るための改善活動を継続的に実施しております。
- (2) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、副社長直轄部門である内部統制監査室が、内部統制監査計画書（財務報告の基本方針）に基づき、内部監査を実施しております。
- (3) 情報セキュリティ対策の一環として、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ教育を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。）に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、平成28年12月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランは、平成29年1月28日開催の当社第73期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、独立委員会の判断を最大限尊重して対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.hillex.co.jp/>）に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」として掲載されております。

(3) 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

① 株主意思の反映

本プランは、平成29年1月28日開催の当社第73期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、その有効期間は平成32年1月頃までに開催される当社第76期定時株主総会の終結の時までの3年間とされており、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

② 独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立性の高い社外取締役及び社外監査役により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

④ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としております。環境変化等に応じた内部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮した配当政策を実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化を図りながら、市場ニーズに応えるため製品開発、合理化設備、海外市場開拓及び海外生産拠点の充実等に効果的に投資してまいります。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり26円50銭とする予定であります。年間配当金では、中間配当金26円50銭と合わせて53円とする予定であります。

なお、期末配当金につきましては、株主総会の決議事項といたします。

連結貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	129,900	流 動 負 債	54,396
現金及び預金	50,964	支払手形及び買掛金	31,092
受取手形及び売掛金	42,598	短期借入金	4,552
電子記録債権	1,024	1年内返済予定の長期借入金	1,174
有価証券	3,868	未払法人税等	740
商品及び製品	9,629	繰延税金負債	125
仕掛品	2,684	賞与引当金	2,001
原材料及び貯蔵品	12,271	役員賞与引当金	54
繰延税金資産	2,274	製品保証引当金	3,112
その他	4,986	その他	11,541
貸倒引当金	△404	固 定 負 債	18,244
固 定 資 産	121,651	長期借入金	3,132
有形固定資産	59,907	繰延税金負債	11,868
建物及び構築物	22,635	退職給付に係る負債	2,123
機械装置及び運搬具	18,079	その他	1,119
工具器具備品	2,045	負 債 合 計	72,641
土地	8,141	(純資産の部)	
建設仮勘定	9,005	株 主 資 本	143,536
無形固定資産	8,777	資本金	5,657
のれん	3,654	資本剰余金	7,332
その他	5,122	利益剰余金	130,883
投資その他の資産	52,966	自己株式	△336
投資有価証券	47,819	その他の包括利益累計額	20,967
長期貸付金	350	その他有価証券評価差額金	24,574
退職給付に係る資産	437	為替換算調整勘定	△3,179
繰延税金資産	667	退職給付に係る調整累計額	△427
その他	6,227	新株予約権	117
貸倒引当金	△2,537	非支配株主持分	14,299
繰延資産	10	純 資 産 合 計	178,921
資 産 合 計	251,562	負債・純資産合計	251,562

連結損益計算書

(平成29年11月1日から
平成30年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	251,250
売上費	216,583
営業利益	34,667
受取利息	24,866
受取配当	9,800
受取投資利益	530
受取差益	773
受取料入	190
受取益他	110
受取費用	234
受取利息費用	145
受取費用他	87
受取費用他	646
受取費用他	253
受取費用他	50
受取費用他	373
受取費用他	66
受取費用他	0
受取費用他	124
受取費用他	17
受取費用他	577
受取費用他	96
受取費用他	0
受取費用他	1,988
受取費用他	2,984
受取費用他	△179
受取費用他	6,549
受取費用他	1,024
受取費用他	5,524

連結株主資本等変動計算書

(平成29年11月1日から
平成30年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年11月1日期首残高	5,657	7,229	127,375	△344	139,917
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,016		△2,016
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,524		5,524
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		9	9
連結子会社株式の取得による持分の増減		102			102
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	102	3,508	8	3,618
平成30年10月31日期末残高	5,657	7,332	130,883	△336	143,536

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
平成29年11月1日期首残高	22,747	△1,559	△417	20,771	125	13,949	174,762
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,016
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,524
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							9
連結子会社株式の取得による持分の増減							102
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	1,826	△1,620	△10	195	△7	350	539
連結会計年度中の変動額合計	1,826	△1,620	△10	195	△7	350	4,158
平成30年10月31日期末残高	24,574	△3,179	△427	20,967	117	14,299	178,921

貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,951	流動負債	8,383
現金及び預金	9,171	買掛金	5,851
受取手形	605	未払金	788
電子記録債権	1,014	未払費用	293
売掛金	11,742	未払法人税等	149
有価証券	1,566	前払費用	3
商品及び製品	1,462	預り金	40
仕掛品	672	賞与引当金	1,016
原材料及び貯蔵品	436	役員賞与引当金	45
前払費用	201	製品保証引当金	161
繰延税金資産	754	その他の負債	34
未収入金	1,298	固定負債	11,231
1年内回収予定の長期貸付金	7	長期未払金	217
その他の負債	16	繰延税金負債	10,791
固定資産	86,666	退職給付引当金	2
有形固定資産	6,489	役員株式給付引当金	57
建物	1,973	資産除去債	151
構築物	72	その他の負債	10
機械及び装置	1,164	負債合計	19,615
車両運搬具	35	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	214	株主資本	71,310
土地	2,373	資本金	5,657
建設仮勘定	656	資本剰余金	7,154
無形固定資産	884	資本準備金	7,105
特許権	1	その他の資本剰余金	48
借地権	152	自己株式処分差益	48
ソフトウェア	474	利益剰余金	58,835
ソフトウェア仮勘定	245	利益準備金	727
電話加入権	6	その他利益剰余金	58,108
施設利用権	3	配当準備金	5,900
投資その他の資産	79,292	研究開発積立金	13,200
投資有価証券	44,149	特別償却積立金	111
関係会社株式	20,234	固定資産圧縮積立金	28
関係会社出資金	10,085	別途積立金	33,600
長期貸付金	250	繰越利益剰余金	5,268
従業員に対する長期貸付金	22	自己株式	△336
関係会社長期貸付金	2,593	評価・換算差額等	24,573
破産更生債権等	581	その他有価証券評価差額金	24,573
長期払戻金	14	新株予約権	117
前払年金費用	398	純資産合計	96,002
保険積立金	1,240	負債・純資産合計	115,617
その他引当金	302		
貸倒引当金	△581		
資産合計	115,617		

損益計算書

(平成29年11月1日から
平成30年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		60,217
売上原価		51,771
売上総利益		8,445
販売費及び一般管理費		5,976
営業利益		2,469
営業外収入		
受取利息	75	
受取配当金	2,902	
受取技術料	1,130	
電力販売収益	87	
その他	80	4,275
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	86	
環境対策費用	37	
電力販売費用	50	
その他	14	188
経常利益		6,555
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	0	9
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産除却損	20	
投資有価証券売却損	0	
関係会社株式評価損	1,184	1,216
税引前当期純利益		5,348
法人税、住民税及び事業税	1,185	
法人税等調整額	36	1,221
当期純利益		4,126

招集ノ通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成29年11月1日から
平成30年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金								
		資 本 準 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	配 当 金	研 究 開 発 費 積 立 金	特 許 費 積 立 金	別 当 金	固 定 資 産 積 立 金	別 当 金	送 付 金	繰 上 金
平成29年11月1日期首高	5,657	7,105	48	7,154	727	5,900	13,200	167	28	32,600	4,102	56,725	
事業年度中の変動額													
特別償却積立金の取崩し								△55			55	—	
固定資産圧縮積立金の取崩し									△0		0	—	
別途積立金の積立て										1,000	△1,000	—	
剰余金の配当											△2,016	△2,016	
当期純利益											4,126	4,126	
自己株式の取得													
自己株式の処分			0	0									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	—	△55	△0	1,000	1,166	2,110	
平成30年10月31日期末高	5,657	7,105	48	7,154	727	5,900	13,200	111	28	33,600	5,268	58,835	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等		
平成29年11月1日期首高	△344	69,192	22,747	22,747	125	92,064
事業年度中の変動額						
特別償却積立金の取崩し		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩し		—				—
別途積立金の積立て		—				—
剰余金の配当		△2,016				△2,016
当期純利益		4,126				4,126
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	9	9				9
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,826	1,826	△7	1,819
事業年度中の変動額合計	8	2,118	1,826	1,826	△7	3,937
平成30年10月31日期末高	△336	71,310	24,573	24,573	117	96,002

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年12月14日

株式会社ハイレックスコーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 昌 己 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイレックスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年12月14日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 昌 己 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ④事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年12月14日

株式会社ハイレックスコーポレーション 監査役会

常勤監査役	星	野	憲太郎	㊟
監査役（社外監査役）	吉	竹	英之	㊟
監査役（社外監査役）	岡	本	忍	㊟
監査役（社外監査役）	小	林	佐敏	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保及び連結での配当性向にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当を1株につき金26円50銭とさせていただきたいと存じます。

総額1,008,268,343円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年1月28日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1)増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2)減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となりますので、あらためて取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>てら うら まこと 寺 浦 實 (昭和13年2月27日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和40年2月 当社入社 昭和44年12月 当社取締役 昭和48年3月 当社常務取締役 昭和48年6月 当社専務取締役 昭和49年6月 当社代表取締役専務 昭和51年6月 当社代表取締役副社長 昭和53年1月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) TSK of AMERICA INC. CEO 株式会社サンメディカル技術研究所代表取締役</p>	665,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたり当社代表取締役社長として経営を牽引しており、企業経営に関わる豊富な経験と高度な見識を活かして米国をはじめとする世界17カ国へ拠点を拡大し、当社グループの確固たる経営基盤を築き上げてまいりました。当社グループが今後も持続的な成長を果たし、さらなる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
2	<p>なか の みつ ひろ 中 野 充 宏 (昭和35年3月19日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和60年10月 当社入社 平成15年1月 当社執行役員 平成16年1月 当社取締役 平成21年1月 当社常務取締役 平成25年1月 当社代表取締役専務 平成27年6月 当社代表取締役副社長（現任） 平成30年6月 当社人事総務・経理・情報管掌兼調達管掌兼原価企画管掌兼医療機器事業管掌兼内部統制管掌兼技術開発管掌（現任）</p>	4,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>主として人事、法務、財務、IT等の管理業務全般や経営に長年携わっており、その豊富な経験、幅広い知識や確かな見識を活かし、事業のグローバルな展開における経営判断をはじめ、幅広い分野での適切な意思決定が期待されるとともに、客観的に経営の監督を遂行することができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	てら うら た ろう 寺 浦 太 郎 (昭和52年5月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	平成14年9月 当社入社 平成24年1月 当社執行役員 平成25年1月 当社常務取締役 平成25年12月 当社インドチェンナイ事業管掌 平成27年12月 当社欧州事業管掌 平成30年1月 当社専務取締役(現任) 平成30年6月 当社グローバル営業本部管掌兼欧州事業管掌(現任) (重要な兼職の状況) HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD. CEO HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO	70,582株
【取締役候補者とした理由】 主として海外の事業部門・営業部門の業務に携わり、その豊富な経験や知識を活かし、事業のグローバルな展開における経営判断をはじめ、当社グループが今後も持続的な成長を果たすうえで国内外の事業分野での適切な経営判断と意思決定が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			
4	ひら い しょう いち 平 井 彰 一 (昭和30年6月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和54年3月 当社入社 平成17年1月 当社執行役員 平成23年1月 当社常務取締役(現任) 平成25年12月 当社海外事業管掌(現任) (重要な兼職の状況) 韓国 T S K 株式会社代表取締役社長	5,723株
【取締役候補者とした理由】 主として製品設計や海外営業業務に携わり、その豊富な経験や知識を活かし、米国をはじめ欧州における当社グループの経営基盤づくりと海外拠点の拡大に貢献するとともに、当社グループが今後も持続的な成長を果たすうえで海外事業分野での適切な意思決定が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>まさ き やす こ 正木 靖子 (昭和30年4月8日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>昭和57年4月 弁護士登録(神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)) (現任)</p> <p>平成16年4月 関西学院大学大学院司法研究科教授</p> <p>平成20年1月 当社取締役(現任)</p> <p>平成20年4月 兵庫県弁護士会会長</p> <p>平成23年4月 日本司法支援センター(法テラス)兵庫地方事務所所長</p> <p>平成25年4月 近畿弁護士会連合会理事長</p> <p>平成26年6月 生活協同組合コープこうべ員外監事(現任)</p> <p>平成30年3月 株式会社ノーリツ社外監査役(現任)</p> <p>平成30年4月 日本弁護士連合会副会長(現任)</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>弁護士としての豊富な経験を活かし、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての的確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>			
6	<p>か とう とおる 加藤 徹 (昭和17年6月23日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>昭和44年4月 大阪大学法学部助手</p> <p>平成5年1月 法学博士(早稲田大学)(現任)</p> <p>平成9年4月 関西学院大学法学部教授</p> <p>平成23年4月 名古屋経済大学大学院法学研究科教授 関西学院大学名誉教授(現任)</p> <p>平成24年1月 当社取締役(現任)</p> <p>平成28年4月 名古屋経済大学名誉教授(現任)</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>大学教授、学会理事などを務められた豊富な経験と、会社法等法律研究の第一人者としての深い知見を有しておられ、それらを活かし、当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての的確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>あかにしよしふみ 赤西芳文 (昭和23年3月5日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>昭和47年4月 最高裁判所司法研修生 昭和49年4月 神戸地方裁判所判事補 平成4年4月 大阪法務局訟務部付検事 平成5年4月 大阪法務局訟務部長 平成19年1月 神戸家庭裁判所長 平成20年10月 大阪高等裁判所判事部総括 平成25年6月 弁護士登録(大阪弁護士会)(現任) 平成25年9月 大阪府公益認定等委員会委員 平成26年4月 近畿大学法科大学院教授(現任) 平成29年1月 当社取締役(現任)</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 裁判官としてのキャリアが長く、その豊富な経験を活かし、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 正木靖子、加藤徹及び赤西芳文の3氏は社外取締役候補者であります。3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって正木靖子氏は11年、加藤徹氏は7年、赤西芳文氏は2年となります。
3. 当社は、正木靖子、加藤徹及び赤西芳文の3氏との間で、法令が定める額を限度に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、3氏が原案どおり選任されまると、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、正木靖子、加藤徹及び赤西芳文の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名のうち社外取締役3名を除く取締役4名及び監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額31,250,000円（取締役分22,550,000円、監査役分8,700,000円）を支給することといたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 兵庫県宝塚市梅野町1番46号
宝塚ホテル 新館6階 宝寿の間



交通
機関



阪急電鉄「宝塚南口駅」正面

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

HI-LEX
株式会社ハイレックスコーポレーション

**UD
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。